公益社団法人 日本監査役協会

**「改訂コーポレートガバナンス**・**コードに関する**

**監査役等の対応についての実態調査」**

本調査は、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という）における監査役関連の項目について、各社の対応状況や監査役・監査等委員・監査委員（以下「監査役等」という）の監査の状況などに様々な変化が生じているものと想定されることから、日本監査役協会ケース・スタディ委員会で各社の実態を調査し、各社の取組状況の紹介や今後の監査活動等に関する提言を取りまとめることを目的としております。

また、本調査は、本会会員のうち上場会社を対象にご協力をお願いしております。

グロース市場や地方証券取引所の上場会社の方におかれましては、回答しにくい質問や該当のない質問は飛ばしてお進みいただくこともできますので、ぜひご協力をお願いいたします。

**ご回答期間　　2022年５月２３日（月）～６月１０日（金）**

　ご回答は、**１社１回答**でお願いいたします。

　設問は、問52までありますが、全ての会社が全問にご回答頂くものではありません。

**お問合せ先e-mail:** [**section2@kansa.or.jp**](mailto:section2@kansa.or.jp)

**現在在宅勤務中心のため、大変お手数ですがメールでのお問合せをお願い致します。**

　ご回答いただいた内容は、個人や企業名が特定される形で公表されることは一切ありません。

　また、この調査でご回答いただいた内容を、当協会で実施する別の調査や研究で活用させていただくことがあります。その場合でも、個人や企業名が特定される形で公表されることは一切ありません。

なお、個別のご回答内容を第三者に提供することは一切ありません。

**属性**

送付先： 〒100-0005　東京都千代田区丸の内1-9-1　丸の内中央ビル13階

日本監査役協会　アンケート係

FAX：03-5219-6120

**属性**

**F1. 機関設計**

①　監査役会設置会社

　　②　監査等委員会設置会社

　　③　指名委員会等設置会社

**F2. 上場区分**

　　①　プライム市場

　　②　スタンダード市場

　　③　グロース市場

　　④　その他上場

**Ｆ3．自社の位置づけ**

　　①　最終親会社（親会社も子会社もない場合（単体）も含む）

②　子会社（孫会社あり）

③　子会社（孫会社なし）

**Ｆ4．子会社数（自社が子会社の場合は孫会社数をご回答ください）**

【国内子会社】

　①　ある　　（　　　）社

　②　ない

【海外子会社】

　①　ある　　（　　　）社

　②　ない

（注）「監査役等」には、監査役・監査等委員・監査委員を含みます。

「監査役会等」には、監査役会・監査等委員会・監査委員会を含みます。

**（１）監査役等の選解任や報酬に係る監査役(会)等の判断についての検討状況**

コーポレートガバナンス・コード（CGC）（以下同様）

【原則４－４　　監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

**1. 貴社における各監査役等の選任プロセスはいずれに該当しますか。社内常勤から社外非常勤の4つの区分ごとに、当てはまるものを選択してください。**（①～③で1つ選択し、a～eは複数選択可）「○」や「✓」などを入力してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 社内  常勤 | 社外  常勤 | 社内  非常勤 | 社外  非常勤 |
| **①主に執行側（指名委員会を含む）から候補者が提案される** | |  |  |  |  |
|  | a 監査役等の側から必要な資質等についての要望を伝えている |  |  |  |  |
| b 執行側と候補者について事前に意見交換している |  |  |  |  |
| c 指名委員会での選任の際に監査役等が意見を述べている |  |  |  |  |
| dその他　（自由記述） |  |  |  |  |
| e特に何もしていない |  |  |  |  |
| **②主に監査役等の側から候補者を提案している**（指名委員会への提案を含む）（一部候補者の提案も含む） | |  |  |  |  |
|  | a監査役会等で候補者を選定して執行側に通知している |  |  |  |  |
| b執行側と候補者について事前に意見交換している |  |  |  |  |
| c 指名委員会での選任の際に監査役等が意見を述べている |  |  |  |  |
| dその他　（自由記述） |  |  |  |  |
| **③その他**　（自由記述） | |  |  |  |  |

（自由記述）

**2.（1でいずれかに②を選択した方）監査役等の候補者について、どのように捜していますか。**記述欄にご記入ください。

（回答例）社外監査役等の人的関係、日本監査役協会の役員人材バンク、など

**3.（1でいずれかに②を選択した方）監査役等の側から提案した候補者が、執行側の案として採用されなかったことがありますか。**（1つ選択）

**採用されなかったことがある場合（下の②・③の場合）は、差し支えなければその理由や、それに対して監査役会等がとった対応等について自由記述欄にご記入ください。**

　　①　全て提案通り採用されている

　　②　一部候補者について採用されなかったことがある

　　③　全ての候補者について採用されなかったことがある

**4. （1でいずれかに①か③を選択した方）監査役等の候補者について監査役等の側から提案をしていない場合、今後監査役等の側から提案することを検討していますか。**（1つ選択）

　　①　候補者の提案を検討している

　　②　求められる資質等の要望の提案を検討している

③　特に検討していない

**5.** **（全員回答）2021年6月にCGCが改訂されましたが、貴社では監査役等の選任プロセスについて変更がありましたか。CGC改訂を考慮して事前に変更した場合や、今後変更の予定の場合も「変更があった」としてご回答ください。**（1つ選択）

　　また、変更があった場合には、その変更内容を自由記述欄にご記入ください。

　　①　全ての監査役等の選任プロセスについて変更があった

②　社内監査役等の選任プロセスに変更があった

③　社外監査役等の選任プロセスに変更があった

④　特にない

⑤　わからない、不明

**6. （F3－①②の方のみ）子会社監査役等について、どのような人材が選任されていますか。**（複数選択可）

　　①　親会社または子会社の経営幹部あるいは親会社監査役等の後継者候補育成の場として定めており、そういった人材を選任している

②　親会社の子会社管理部門や経理部門等の役職員が兼務している

③　親会社のOBが就任することが多い

④　親会社の監査役等が兼務している

⑤　今後検討予定

⑥　検討していない

⑦　その他

**7. （F3－①②の方のみ）子会社監査役等の候補者や選任について、親会社監査役等として関与したことがありますか。**最も近いものを１つ選択してください。

　　①　子会社監査役等候補者は、**親会社監査役等会が選定し、**執行部門に伝えている。

②　子会社監査役等候補者の資質等について**予め執行側に要望しており、**そのうえで**執行側と意見交換している**(※)。

③　子会社監査役等候補者の資質等について予め要望はしていないが、執行側と意見交換はしている。

④　子会社監査役等候補者の資質等について予**め執行側に要望しているが**、執行側と意見交換することはない。

　　⑤　特に関与していない

⑥　その他

　　※「意見交換」とは、執行側から子会社監査役等の候補者について打診があり、

それに対して監査役会等の意向を伝える、というプロセスを含みます。

【補充原則4－11③】

　取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

**8.　CGCで取締役会の実効性評価は毎年度の実施が求められていますが、監査役会等の実効性評価は行っていますか。**

1. 行っている　　　→9へ
2. 行っていない　　→12へ

**9. （8－①の方）CGCで取締役会の実効性評価は毎年度の実施が求められていますが、監査役会等の実効性評価は毎年度実施していますか。毎年度でない場合は、概ね何年おきですか。**

1. 毎年度実施している
2. （　　）年ごとに実施している

**10. （8－①の方）監査役会等の実効性評価結果を開示していますか。**（1つ選択）

　　①　社内と社外に開示している

　　②　社内に対してのみ開示している

③　開示はしていない

**11.　（8－①の方）実効性評価にあたっての評価項目の選定や評価基準はどのように策定していますか。**（1つ選択）

1. 主にコンサル会社等による外部作成を利用
2. 主に自社で作成
3. その他

**12.　（8－②の方）実効性評価のためのチェックリストのひな型などがあれば、監査役会等の実効性評価を行いますか。**（1つ選択）

1. 実施する
2. 実施を検討する
3. 実施しない
4. その他

**13.　監査役会等では、環境変化や経営戦略を受けて、自社の状況に応じた監査役等に必要なスキルを検討していますか。**近いものを1つ選択してください。

1. 監査役等に必要なスキルについて明確にしており（選任基準の策定など）、自社の状況に照らして見直しを行っている
2. 監査役等に必要なスキルについて明確にしているが（選任基準の策定など）、見直しは行っていない
3. 監査役等に必要なスキルは検討している
4. 特段の検討はしていない
5. その他

【補充原則4－11①】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

**14.　CGCでは、取締役会のスキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示が求められていますが、監査役等についてもスキル・マトリックス等を作成していますか。**（1つ選択）

　　①　作成している　　　　　　　→15へ

②　今後作成する予定である　　→15へ

③　作成していない（作成する予定もない）→16へ

④　その他（自由記述）　　　　→16へ

**15.（14－①②の方）監査役等のスキル・マトリックスを開示する予定はありますか。**

（1つ選択）

　　①　既に開示している

②　開示する予定である

③　開示する予定はない

④　その他

**（２）指名委員会・報酬委員会への監査役等の関与**

【補充原則4－10①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

**16. 指名委員会や報酬委員会の委員について、下の属性別に当てはまるものを選択してください。**（複数選択可）

指名委員会と報酬委員会を併せ持つ１つの委員会を設置している場合は、【指名・報酬委員会】の欄に入力してください。

　指名委員会および報酬委員会を設置していない場合は、一番下のチェック欄を選択してください。

※「社内取締役」とは、「会長・社長」以外の社内取締役で、監査等委員または監査委員でない社内取締役を指します。

※「社外取締役」とは、監査等委員または監査委員でない社外取締役を指します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【指名委員会】** | 会長・  社長 | 社内取締役 | 社外  取締役 | 社内常勤  監査役等 | 社外常勤  監査役等 | 社内非常勤監査役等 | 社外非常勤監査役等 |
| ①委員として  参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ②オブザーバーとして参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ③参加していない |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【報酬委員会】** | 会長・  社長 | 社内  取締役 | 社外  取締役 | 社内常勤  監査役等 | 社外常勤  監査役等 | 社内非常勤監査役等 | 社外非常勤監査役等 |
| ①委員として  参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ②オブザーバーとして参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ③参加していない |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【指名・報酬**  **委員会】** | 会長・  社長 | 社内  取締役 | 社外  取締役 | 社内常勤  監査役等 | 社外常勤  監査役等 | 社内非常勤監査役等 | 社外非常勤監査役等 |
| ①委員として  参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ②オブザーバーとして参加している |  |  |  |  |  |  |  |
| ③参加していない |  |  |  |  |  |  |  |

　　　□　**指名委員会および報酬委員会は設置していない**　　→21へ

**17. 指名委員会、報酬委員会では、監査役等の候補者や報酬額も検討されていますか。**（１つ選択）

①　監査役等の選任と報酬のいずれも検討されている

②　監査役等の選任のみ検討されている

　　③　監査役等の報酬のみ検討されている

④　監査役等の選任・報酬はいずれの委員会でも検討対象となっていない

**18.** **（16でいずれかの監査役等が①の場合）監査役等が指名委員会や報酬委員会の委員である場合、その活動状況についてご記入ください。**（意見の内容、取り扱い、準備の状況、監査で収集した情報等の活用など）

**19.** **（16でいずれかの監査役等が②か③の場合）監査役等が指名委員会や報酬委員会の委員でない場合、委員会の検討状況やその結果等について、執行側から監査役等に直接説明がありますか。**（複数選択可）

**その他、委員会に関する情報の収集方法などについてご記入ください。**

　　①　執行側から委員会の検討結果等について説明がある

②　委員会に出席している監査役等から説明がある

③　監査役等の側から説明を求めた

　　④　説明はなかった

**20. 指名委員会や報酬委員会の委員である社外取締役との連携（意見交換、情報共有など）についてご記入ください。**

**（３）監査役等の報酬について**

**21.　報酬総額の議案決定プロセスについて、近いものを1つ選択してください。**

　　①　**監査役(会)等の提案に基づき**執行側が報酬総額の議案を取締役会に提出している

　　②**執行側が主体的に報酬総額の議案内容を決め、**それを取締役会に提出する前に、**監査役(会)等と協議のうえ、合意を得ている**

　　③　執行側が主体的に報酬総額の議案内容を決めており、監査役(会)等の合意は得ていない

　　④　その他

**22.　個別報酬額の決定プロセスについて、近いものを1つ選択してください。**

　　①　執行側から個別報酬額案が提示されるなどの関与は一切なく、**監査役等の協議のみで決定している**

　　②　**執行側から個別報酬額案が提示され、執行側と協議の上、**監査役等の協議で決定している

　　③　執行側から提案された個別報酬額案どおりに、執行側と協議することもなく、監査役等の協議で決定している

　　④　その他

**23.　常勤監査役等の報酬額の検討に際し、主に考慮する要素はどれですか。**（複数選択可）

　　①　前年額を踏まえて社会情勢に合わせて調整

　　②　取締役との比較調整

　　③　執行役・執行役員（取締役を非兼務）との比較調整

　　④　同規模あるいは同業種の他社水準

　　⑤　会社の業績

　　⑥　その他

**（４）内部監査部門が取締役会及び監査役会等に対して適切に報告を行う仕組みの構築状況（内部監査部門との連携について）**

【補充原則4－13③】

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

**24. 貴社では内部監査部門を設置していますか。**

　①　設置している

　　②　設置していない　　　　→33へ

**25. 取締役会において、直接内部監査部門から監査結果の報告がされていますか。**

　　①　報告されている　　　→26へ

②　報告されていない　　→27へ

**26. （25－①の方）取締役会において内部監査部門から監査結果が報告されている場合、どのような内容ですか。**（複数選択可）

1. 監査計画に基づく監査結果
2. 全社的リスク管理体制の状況
3. 内部統制システムの整備・運用状況
4. Ｊ－ＳＯＸの評価結果
5. その他

**27. （25－②の方）取締役会において直接内部監査部門が報告していない場合、その理由は主にどのようなものですか。**（1つ選択）

1. 監査結果において取締役会に報告するほど重要な指摘事項がない
2. 監査役等がその監査の結果と合わせて報告している
3. 担当（所管）取締役から報告している
4. 以前から報告していない
5. その他

**28. 監査役等と内部監査部門との連携として、監査役(会)等ではどのような取り組みをしていますか。**（複数選択可）

1. 双方の監査計画作成のための意見交換や、双方の監査計画の調整等
2. 期中での、双方の監査についての意見交換等
3. 監査役等の監査結果の報告（期中、期末）
4. 内部監査部門の監査結果の報告（期中、期末）
5. 内部監査部門に対する監査役等の指揮命令権の確保
6. 共同での研修、勉強会等
7. 内部監査部門の人材確保、人材育成、人事異動(キャリアプラン)などへの助言等
8. 監査役等のスタッフと内部監査部門の兼務、相互の人事交流(異動)、情報交換など
9. その他

**29.　 内部監査部門長の選解任について、貴社ではどのようなプロセスを経ていますか。**

（1つ選択）

　　①　取締役会での承認を経ている

②　監査役会等の同意を得ている

③　監査役会等の同意のうえ、取締役会の承認を得ている

　　④　特になにもない

**30. 内部監査人協会（IIA）は、内部監査部門の品質評価として定期的な内部評価と、5年に1回以上外部評価を受けることを要求しています（※）。監査役等はそのことを認識していますか。**

　　①　知っている　　　　　　→31へ

②　詳しくは知らない　　　→32へ

※IIA（The Institute of Internal Auditors）は米国フロリダ州に本部を置く内部監査の国際機関。現在170以上の国と地域から20万人以上が会員登録をしている。

日本内部監査協会は、IIAの日本における代表機関でもある。IIAの「内部監査の専門職的実施の国際基準」の1300番台、および日本内部監査協会の「内部監査基準」の第４章で、内部監査の品質評価の実施が要求されている。

また、品質評価のツールとして、IIA「内部監査の品質評価マニュアル2017年版」が用意されている。

**31.　（30－①の方）内部監査部門の品質評価の結果について十分に把握していますか。**

（複数選択可）

　　①　評価結果を入手するなどして内容を把握している。

②　評価結果やそのフォローについて取締役(会)に指摘するなど働きかけている。

③　品質評価を行っていることは知っているが、内容は把握していない

　　④　その他

**32.　内部監査部門のリソースの確保や品質向上に向けた取組み（研修等）について、代表取締役等に助言したことはありますか。**ある場合は、簡単にその内容をご記入ください。

1. ある
2. ない

**（５）内部通報制度**

【原則２－５．内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

【補充原則２－５①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

**33.　内部通報制度における通報先として、どのような窓口を設置していますか。**（複数選択可）

①　社外の窓口（弁護士事務所等）

②　社内窓口（監査役等以外）

③　社内監査役等

④　社外監査役等

⑤　社外取締役

⑥　その他

⑦　内部通報制度はない　　→37へ

**34. 内部通報の件数や通報内容（の類型）などを開示していますか。**（1つ選択）

　　①　社内と社外に開示している　　→35へ

　　②　社内にのみ開示している　　　→37へ

③　開示はしていない　　　　　　→37へ

**35.（34－①の方）開示している場合、どの媒体で開示していますか。**（複数選択可）

　　①　統合報告書、企業倫理報告書、サステナビリティ報告書等の任意開示文書

　　②　事業報告

　　③　有価証券報告書

　　④　コーポレートガバナンス報告書

　　⑤　上記①～④以外の報告書

　　⑥　自社ホームページ

　　⑦　その他

**36.（34－①の方）開示している場合、その開示内容についてご記入ください。**（１つ選択）

　　①　内部通報の全体の件数について開示している

②　内部通報の内容（の類型）についてのみ開示している

1. 内部通報の内容（の類型）ごとの件数について開示している
2. その他

**（６）社外取締役と監査役等との連携**

【補充原則４－４①】

また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【補充原則４－８②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

**37.　監査役等又は内部監査部門の監査の情報は、社外取締役に十分に提供されていますか。**（複数選択可）

1. 内部監査部門の監査結果等を含め、監査役等から社内の監査情報について十分提供している
2. 監査役等の監査結果のみ提供している
3. 内部監査部門から社外取締役に対して直接報告している
4. その他

**38.　監査役等の意見・助言について、社外取締役を通して取締役会や代表取締役へ指摘し、何らかの改善を図ったことはありますか。**

　ある場合は、差し支えなければその内容を自由記述欄にご記入ください。

1. ある
2. ない

**（７）サステナビリティなどの新たな課題に関する監査役の対応状況**

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

【補充原則２－３①】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

**39.　サステナビリティに関する取組みとして、貴社では「サステナビリティ委員会」など、サステナビリティを推進する組織を設置していますか。**

　　①　設置している　　　　→40へ

　　②　設置していない　　　→41へ

**40. （39－①の人）いわゆる「サステナビリティ委員会」等に、監査役等は出席していますか。**監査役等の区分ごとに、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

「○」や「✓」などを入力してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 社内常勤  監査役等 | 社外常勤  監査役等 | 社内非常勤監査役等 | 社外非常勤監査役等 |
| ①委員として  参加している |  |  |  |  |
| ②オブザーバーとして参加している |  |  |  |  |
| ③参加していない |  |  |  |  |

**41.　監査役等は、サステナビリティについての自社の課題が適切に把握、検討されていることについて、どのような確認をしていますか。**（複数選択可）

①　推進目標が中長期の経営計画に織り込まれているか

②　推進目標が具体的な課題として事業活動に落とし込まれているか

③　推進目標や対応方針が取締役会等で報告・検討されているか

④　その他（自由記述）

**（８）CGCへの対応及びＣＧ報告書の監査役等の監査状況**

**42. コーポレートガバナンス報告書（以下「CG報告書」という）を監査対象としていますか。**（1つ選択）

　　①　主に監査役等の監査対象である　　　　　→43へ

　　②　主に内部監査部門等の監査対象である　　→44へ

　　③　監査は行っていない　　　　　　　　　　→45へ

**43.（42－①の方）CG報告書に記載された内容が本当に実施されているかについて、監査役等はどのような方法で監査していますか。**（複数選択可）

1. CG報告書に関する取締役会の議題や報告の場でチェックしている
2. CGCへの対応に関する会議等へ出席している
3. 担当取締役や担当部門へのヒアリング
4. CG報告書作成部門が収集している根拠資料の閲覧
5. 内部監査結果等の報告受領
6. その他

**44.（42－①②の方）CG報告書に記載された内容について、どのような監査をしていますか。**近いものを1つ選択してください。

①　監査の対象として、全項目にわたって虚偽の開示がないか、開示された方針と実際の運用に齟齬がないか確認している。

②　正式に監査の対象と決めているわけではないが、変更点を中心に虚偽の開示がないか、開示された方針と実際の運用に齟齬がないか確認しており、概ね監査していると言える。

③　全体に目を通して大きな間違いがないことは確認しているが、全項目にわたって実際の運用状況と齟齬がないかまでは確認できていない。

④　その他

**45. CG報告書におけるコンプライorエクスプレインの内容について、監査役等がどの程度意見を述べていますか。また、社外取締役の意見は踏まえられていますか。**

意見を述べたことがある場合は、その内容についてご記入ください。

　　　「○」や「✓」などを入力してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 監査役等 | 社外取締役 |
| ①意見を述べている |  |  |
| ②意見は述べていない |  |  |

**46. CG報告書等に関する監査やヒアリングを通じて、会社のガバナンスが見直されたことがありますか。**ある場合は、その内容についてご記入ください。

**（９）株主との対話への監査役等の対応状況**

CGC

【補充原則５－１①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

スチュワードシップ・コード

|  |
| --- |
| 【４－１】　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、 その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有17を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業 の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明 を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に 努めるべきである18。  17 例えばガバナンス体制構築状況（独立役員の活用を含む）や事業ポートフォリオの見直し 等の経営上の優先課題について投資先企業との認識の共有を図るために、業務の執行には携 わらない役員（独立社外取締役・監査役等）との間で対話を行うことも有益であると考えら れる。 |

**47. 貴社では、監査役等が機関投資家や大株主などの株主と対話をしたことがありますか。また、株主との対話を定期的に実施している場合、年間に何回程度ありますか。**

　　①　対話をしたことがある

　　　　a 実施したことがあるが、定期的な設定はない

　　　　b 定期的に実施している　年（　　　）回

②　対話をしたことはない　　　→52へ

**（以降51までは47－①を選択した方のみ回答）**

**48. 対話を行った株主として当てはまるものを選択してください。**（複数選択可）

1. 国内機関投資家
2. 海外機関投資家
3. 親会社以外の大株主
4. 個人株主
5. 議決権行使助言会社
6. その他

**49. 監査役等と株主との対話には誰が出席していましたか。**（複数選択可）

　　①　常勤監査役等

　　②　非常勤監査役等

　　③　監査役等スタッフ

　　④　IR担当取締役

　　⑤　取締役以外の担当者

1. その他

**50. 監査役等と株主との対話の内容は、どのようなものですか。**（複数選択可）

1. 経営戦略（サステナビリティを除く）
2. サステナビリティ
3. 財務状況
4. ガバナンスに関する事項（⑤・⑥を除く）
5. 取締役会の実効性
6. 監査役等会の実効性・独立性
7. 開示情報
8. 不祥事
9. その他

**51. 監査役等と株主との対話の結果をどのように経営にフィードバックしましたか。**（複数選択可）

1. 監査上の課題として監査役等間で共有し監査項目等へ追加した。
2. 経営課題として執行側へ指摘し対応を促した。
3. 取締役会に報告（IR担当役員からの報告を含む）
4. その他

**（１０）その他**

**52. （全員回答）貴社のCGCへの対応やその監査について、また今後のCGC対応などについて、ご自由にご記入ください。**

質問は以上です。

ご協力ありがとうございました。